

健康診断(法第66条)

- 健康診断の4形態

雇入れ時の健康診断

定期健康診断

特定業務従事者健康診断(坑内・深夜業、
多量高熱物体取扱い業務等)

海外派遣者健康診断(海外に6ヶ月以上
派遣される者又は派遣された者)

雇入時の健康診断(則第43条)

- 1.雇入時(全規模・業種の常時使用労働者)
- 2.省略(健康診断受診後3カ月未経過者)

結果証明書の提出で可

3.項目

既往歴・業務歴	自覚・他覚症状
身長・体重・腹囲・視力・聴力	胸部X線
血圧	貧血
血糖	肝機能
	血中脂質
	尿
	心電図

定期健康診断(則第44条)

1. 時期 1年以内毎に1回(常時使用労働者)

2. 項目 既往歴・業務歴 自覚・他覚症状

身長・体重・腹囲・視力・聴力

胸部X線＆喀痰 血圧 貧血

肝機能 血中脂質 血糖

尿 心電図

3. (身長・腹囲、 については一定
基準により、医師が必要ないと認めるとき)
省略可。1年以内に受診項目も省略化。

定期健康診断(則第44条)

項目	省略の要件
身長	20歳以上の者
腹囲	40歳未満の者(35歳は実施) 妊娠中女性 BMI20未満の者 等
胸部エックス線	40歳未満で以下以外の者のうち、医師が認めた者 20、25、30、35歳の者
喀痰検査	3年に1回のじん肺健診対象者等 喀痰は、他にエックス線検査で病変が確認されない者
貧血,肝機能, 血中脂質,血 糖,心電図	40歳未満の者(35歳は実施)

特定業務従事者の健康診断(則第45条)

1. 時期 当該業務への配置換時・6ヶ月毎
2. 対象業務 深夜業を含む業務、多量高熱
物体取扱い業務等
3. 項目(6ヶ月以内受診項目は省略化)
既往歴・業務歴 自覚・他覚症状
身長・体重・腹囲・視力・聴力
胸部X線＆喀痰
血圧 貧血 肝機能 血中脂質
血糖 尿 心電図

海外派遣者の健康診断(則第45条の2)

1. 海外に6ヶ月以上派遣しようとするとき、又は6ヶ月以上派遣した労働者を国内の業務に就かせるとき
2. 項目(定期健康診断項目に加え)
腹部画像診断 血液中の尿酸値
B型肝炎ウィルス抗体検査
血液型検査(派遣前)
糞便塗抹検査(派遣後)

その他の健康診断

1.給食従業員の健康診断(則第47条)

雇入時、給食業務への配置換時に検便

2.歯科医師による健康診断(法66条3項)

令22条3項で従事する労働者(塩酸・硝酸・硫酸等)に対し雇入れ配置換え、6ヵ月ごと1回